

○豊島区児童福祉法等の施行に関する規則

昭和40年3月31日

規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号。以下「令」という。)及び児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(昭62規則7・全改、平9規則66・平10規則23・平15規則18・平18規則53・平28規則134・一部改正)

(委任)

第2条 法第21条の6の規定による措置並びに法第22条の規定による助産の実施及び法第23条の規定による母子保護の実施に係る法第56条に規定する事務に関する区長の権限は、豊島区福祉に関する事務所設置条例(昭和49年豊島区条例第32号)に定める福祉に関する事務所の長(以下「福祉事務所長」という。)に委任する。

(平12規則46・全改、令4規則88・一部改正)

(備付書類)

第3条 区長は、別記第1号様式による母子生活支援施設入所世帯台帳を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならない。

2 福祉事務所長は、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならない。

- (1) 面接記録票 生活保護法施行細則(昭和40年豊島区規則第15号)別記第1号様式
- (2) 世帯台帳 生活保護法施行細則別記第2号様式
- (3) ケース記録票 生活保護法施行細則別記第4号様式
- (4) 受付簿 生活保護法施行細則別記第5号様式
- (5) ケース番号登載簿 生活保護法施行細則別記第6号様式
- (6) 保護申請受理簿 生活保護法施行細則別記第7号様式
- (7) 児童送致簿 別記第2号様式
- (8) 指導措置簿 別記第3号様式
- (9) 児童票 別記第3号様式の2

(昭42規則16・昭55規則34・一部改正、昭62規則7・旧第2条繰下、平7規則13・平9規則14・平10規則23・平18規則53・平19規則24・平28規則134・一部改正)

(小児慢性特定疾病医療費の支給認定の申請)

第4条 法第19条の3第1項の規定による小児慢性特定疾病医療費支給認定及び法第19条の22第4項の

規定による小児慢性特定疾病要支援者証明の申請は、小児慢性特定疾病医療費支給認定及び小児慢性特定疾病登録者証申請書兼同意書（別記第4号様式。第4条の7第1項において「支給認定申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1) 小児慢性特定疾病医療意見書

(2) 世帯調書

（令4規則88・全改、令6規則36・一部改正）

（小児慢性特定疾病医療費の受給者証の交付等）

第4条の2 区長は、前条の申請があった場合において、法第19条の3第3項の規定により医療費支給認定を行ったときは法第6条の2第2項第1号に規定する小児慢性特定疾病児童（以下「小児慢性特定疾病児童」という。）の保護者又は同項第2号に規定する成年患者（以下「成年患者」という。）に対し、小児慢性特定疾病医療受給者証（兼登録者証）（別記第4号様式の2。以下「医療受給者証」という。）を交付し、医療費支給認定を行わなかったときは、不認定通知書（別記第4号様式の3）により通知するものとする。

（令4規則88・全改、令6規則36・一部改正）

（小児慢性特定疾病医療費の支給申請）

第4条の3 省令第7条第3項の規定により医療費の支給を受ける場合は、小児慢性特定疾病医療費等支給申請書（請求書兼口座振替依頼書）（別記第4号様式の4）により、区長に申請するものとする。

2 区長は、前項の規定による申請があった場合において、小児慢性特定疾病医療費の支給を決定したときは小児慢性特定疾病医療費等支給決定通知書（別記第4号様式の5）により、不支給を決定したときは小児慢性特定疾病医療費等不支給決定通知書（別記第4号様式の6）により、医療費支給認定を受けた小児慢性特定疾病児童の保護者（以下「医療費支給認定保護者」という。）又は医療費支給認定を受けた成年患者（以下「医療費支給認定患者」という。）に通知するものとする。

（令4規則88・全改）

（医療費支給認定の変更の届出等）

第4条の4 省令第7条の9第3項又は省令第7条の27第1項の規定による変更の手続は、小児慢性特定疾病医療費支給認定記載事項変更届兼変更申請書（別記第4号様式の7）により行うものとする。

（令4規則88・全改）

（受給者証の再交付申請）

第4条の5 省令第7条の23第1項の規定による医療受給者証の再交付の申請は、小児慢性特定疾病医療受給者証再交付申請書（別記第4号様式の8）により行うものとする。

（令4規則88・全改）

（小児慢性特定疾病医療費支給認定対象者証明書の交付等）

第4条の6 区長は、省令第7条の9第3項に規定する届出書若しくは省令第7条の27第1項に規定す

る申請書を受理した場合であって医療受給者証の記載事項に変更があったとき又は省令第7条の23第2項の再交付申請を受理したときは、医療受給者証の再交付を行うまでの間、小児慢性特定疾病児童等（法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。）であることの証明として、医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者に対し小児慢性特定疾病医療費支給認定対象者証明書（別記第4号様式の9。次項において「対象者証明書」という。）を交付するものとする。

2 医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者は、医療受給者証の再交付を受けた場合には、対象者証明書を直ちに区長に返還しなければならない。この場合において、当該再交付が医療受給者証を失ったことによるものであって、その後当該医療受給者証を発見したときは、医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者は省令第7条の23第4項の規定により、速やかに、これを区長に返還しなければならない。

（令4規則88・全改）

（医療費支給認定の更新申請）

第4条の7 医療受給者証の有効期間を過ぎて継続して医療費支給認定を受けようとする小児慢性特定疾病児童の保護者又は成年患者は、支給認定申請書により区長に申請しなければならない。

2 第4条の2の規定は、前項の規定による医療費支給認定の更新の申請について準用する。

（令4規則88・全改）

（医療費支給認定の取消しの通知）

第4条の8 区長は、法第19条の6第1項の規定による医療費支給認定の取消しを行ったときは、小児慢性特定疾病医療費支給認定取消決定通知書（別記第4号様式の10）により小児慢性特定疾病児童の保護者又は成年患者に通知するものとする。この場合において、小児慢性特定疾病医療費支給認定取消決定通知書を受けた小児慢性特定疾病児童の保護者又は成年患者は、同条第2項の規定により医療受給者証を速やかに区長に返還しなければならない。

（令4規則88・全改）

（医療受給者証の返還）

第4条の9 医療受給者証に記載されている有効期間が過ぎた場合は、小児慢性特定疾病児童の保護者又は成年患者は当該受給者証を速やかに区長に返還しなければならない。

（令4規則88・全改）

（小児慢性特定疾病の重症患者認定等）

第4条の10 小児慢性特定疾病児童等のうち、令第22条第1項第2号ロに規定する高額治療継続者又は療養負担過重患者（次項において「重症患者」という。）の認定を受けようとする者の保護者又は成年患者は、医療費支給認定の申請又は医療費支給認定の変更の申請をする場合に、併せて小児慢性特定疾病重症患者認定申告書及び必要書類を区長に提出するものとする。

2 第4条の2の規定は、前項の規定による重症患者の認定について準用する。

(令4規則88・全改)

(小児慢性特定疾病の人工呼吸器等装着者の認定の申請等)

第4条の11 小児慢性特定疾病児童等のうち、令第22条第1項第6号に規定する特別の配慮を必要とする者として厚生労働大臣が定めるもの(次項において「人工呼吸器等装着者」という。)の認定を受けようとする者の保護者又は成年患者は、医療費支給認定の申請又は医療費支給認定の変更の申請をする場合に、併せて当該事実を確認することができる書類を添付するものとする。

2 第4条の2の規定は、前項の規定による人工呼吸器等装着者の認定について準用する。

(令4規則88・全改)

(小児慢性特定疾病指定医の指定申請等)

第4条の12 省令第7条の11に規定する申請書は、小児慢性特定疾病指定医指定申請書兼経歴書(別記第4号様式の11)によるものとする。

2 区長は、前項の申請書の提出があった場合において、その内容の審査を行い、法第19条の3第1項に規定する指定医(以下この条において「指定医」という。)を指定したときは、当該申請をした者に対し、小児慢性特定疾病指定医指定書(別記第4号様式の12)を交付し、指定医として指定しないときは書面により通知するものとする。

3 指定医は、省令第7条の12の規定による指定医の指定の更新を受けようとするときは、小児慢性特定疾病指定医更新申請書(別記第4号様式の13)により区長に申請するものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 省令第7条の14の規定による変更の届出は、小児慢性特定疾病指定医変更届出書(別記第4号様式の14)によるものとする。

5 省令第7条の15の規定による指定の辞退の申出は、小児慢性特定疾病指定医辞退申出書(別記第4号様式の15)によるものとする。

6 区長は、省令第7条の16の規定により指定医の指定の取消しを行うときは、書面により、当該指定医に通知しなければならない。この場合において、当該通知を受けた指定医は、速やかに、小児慢性特定疾病指定医指定書を区長に返還しなければならない。

(令4規則88・全改)

(指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の申請等)

第4条の13 省令第7条の29第1項から第3項までに規定する申請書は、指定小児慢性特定疾病医療機関指定申請書(別記第4号様式の16)によるものとする。

2 区長は、前項の申請書の提出があった場合において、法第6条の2第2項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関(以下「指定医療機関」という。)を指定したときは、当該申請をした者に対し、指定小児慢性特定疾病医療機関指定書(別記第4号様式の17)を交付し、指定医療機関として指定しないときは、書面により通知するものとする。

- 3 指定医療機関は、法第19条の10第1項の規定による指定医療機関の指定の更新を受けようとするときは、指定小児慢性特定疾病医療機関指定申請書（別記第4号様式の16）により区長に申請するものとする。この場合において、区長は、指定を更新したときは指定小児慢性特定疾病医療機関更新指定書（別記第4号様式の18）により、指定を更新しないときは書面により、当該指定医療機関に通知するものとする。
- 4 省令第7条の35の規定による変更の届出は、指定小児慢性特定疾病医療機関変更届出書（別記第4号様式の19）によるものとする。
- 5 省令第7条の36の規定による休止等の届出は、指定小児慢性特定疾病医療機関休止等届出書（別記第4号様式の20）によるものとする。
- 6 省令第7条の37の規定による指定の辞退の申出は、指定小児慢性特定疾病医療機関辞退申出書（別記第4号様式の21）によるものとする。
- 7 区長は、法第19条の18の規定による指定医療機関の指定の取消し又は期間を定めてその指定医療機関の指定の全部若しくは一部の効力の停止を行うときは、書面により、当該指定医療機関に通知しなければならない。この場合において、当該通知を受けた指定医療機関は、速やかに、指定小児慢性特定疾病医療機関指定書を区長に返還しなければならない。

（令4規則88・全改）

（療育機関の指定の申請等）

- 第4条の14 省令第11条に規定する申請書は、指定療育機関指定申請書（別記第4号様式の22）によるものとする。
- 2 区長は、前項の申請書の提出があった場合において、法第20条第4項に規定する指定療育機関（以下この項において「指定療育機関」という。）を指定したときは指定療育機関指定通知書（別記第4号様式の23）により、指定療育機関として指定しないときは書面により、当該申請をした者に通知するものとする。
 - 3 省令第15条の規定による変更等の届出は、指定療育機関変更等届出書（別記第4号様式の24）によるものとする。
 - 4 省令第16条の規定による指定の辞退の申出は、指定療育機関指定辞退申出書（別記第4号様式の25）によるものとする。

（令4規則88・全改）

（児童発達支援等に係る障害児通所給付費の給付の特例）

第5条 法第21条の5の3の規定にかかわらず、小学校就学前の児童に係る通所給付決定保護者に対する障害児通所給付費（児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援に係るものに限る。）の額については、同条第2項第2号の額を無料とする。

（令4規則88・全改、令6規則36・一部改正）

(障害児通所給付費の支給申請)

第5条の2 法第21条の5の6第1項の規定による申請は、障害児通所給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書(別記第5号様式)によるものとし、世帯状況等申告書(別記第5号様式の2。以下「申告書」という。)を添付して申請しなければならない。

(令4規則88・追加)

(障害児通所給付費の給付決定等)

第5条の3 区長は、前条の申請を受け給付決定を行ったときは、障害児通所給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書(別記第5号様式の3)により通知するとともに、障害児通所給付費受給者証(別記第5号様式の4。以下「障害児受給者証」という。)を交付し、却下する決定を行ったときは、却下決定通知書(別記第5号様式の5)により通知するものとする。

(令4規則88・追加)

(申請内容の変更)

第5条の4 省令第18条の6第7項に規定する申請内容の変更の届出書は、申請内容変更届出書(別記第5号様式の6)によるものとし、申告書を添付しなければならない。

2 前項の届出により、給付決定の内容に変更が生じたときは、障害児通所給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書(別記第5号様式の3)により通知するとともに、障害児受給者証を交付する。

(令4規則88・追加)

(障害児通所給付費の変更申請)

第5条の5 法第21条の5の8第1項に規定する障害児通所支援の支給量等の給付決定の変更を申請するときは、障害児通所給付費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書(別記第5号様式の7)により申請するものとする。

2 前項の規定による申請書には、申告書を添付しなければならない。

3 区長は、第1項の規定による申請又は職権により給付決定の変更を行ったときは、障害児通所給付費支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書(別記第5号様式の8)により通知するものとする。

4 区長は、前項の決定を行ったときは、障害児受給者証に当該決定事項に係る事項を記載する。

(令4規則88・追加)

(給付決定の取消し)

第5条の6 区長は、法第21条の5の9第1項の規定により給付決定の取消しを行ったときは、給付決定取消通知書(別記第5号様式の9)により通知するものとする。

(令4規則88・追加)

(特例障害児通所給付費の支給申請)

第5条の7 省令第18条の5第1項に規定する特例障害児通所給付費（以下「特例通所給付費」という。）の申請書は、特例障害児通所給付費支給申請書（別記第5号様式の10）とする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 領収書（指定障害児通所支援事業所（以下「通所支援事業所」という。）が、当該特例通所給付費の支払を受けて発行したもの）
- (2) サービス提供証明書（サービスの提供日時、サービスの提供者の資格その他区長が必要と認める事項を記載したもの）

3 区長は、第1項の申請を受けて特例障害児通所給付費の支給の要否を決定したときは、特例障害児通所給付費支給（不支給）決定通知書（別記第5号様式の11）により通知するものとする。

（令4規則88・追加）

（特例障害児通所給付費の額）

第5条の8 法第21条の5の4第3項の規定に基づき区長が定める特例障害児通所給付費の額は、同項の規定により基準とされる額とする。

（令4規則88・追加）

（障害児通所給付費の額の特例）

第5条の9 法第21条の5の11第1項の規定による障害児通所給付費等の額の特例の適用を受けようとする者は、障害児通所給付費等災害時特例免除申請書（別記第5号様式の12）に障害児受給者証及び区長が必要と認める書類を添付して申請しなければならない。

2 区長は、前項の申請があった場合において、その内容を審査し、額の特例を認めたときは障害児通所給付費等災害時特例免除認定証（別記第5号様式の13）により、申請を却下するときは障害児通所給付費等災害時特例免除申請却下通知書（別記第5号様式の14）により、申請者に通知するものとする。

3 区長は、前項の規定により額の特例を認めたときは、当該対象者の障害児受給者証等の給付決定の内容欄にその旨を付記するものとする。

（令4規則88・追加）

（高額障害児通所給付費の支給）

第5条の10 省令第18条の26第1項の規定による高額障害児通所給付費の申請書は、高額障害児（通所・入所）給付費支給申請書（別記第5号様式の15）とする。

2 区長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、高額障害児通所給付費支給（不支給）決定通知書（別記第5号様式の16）により通知するものとする。

（令4規則88・追加）

（肢体不自由児通所医療費の支給）

第5条の11 区長は、法第21条の5の29第1項の規定により肢体不自由児通所医療費を支給するときは、

肢体不自由児通所医療受給者証（別記第5号様式の17）を交付するものとする。

（令4規則88・追加）

（障害児支援利用計画案の提出依頼）

第5条の12 法第21条の5の7第4項（第21条の5の8第3項において準用する場合を含む。）の規定により障害児支援利用計画案（以下「計画案」という。）の提出を求めるときは、障害児支援利用計画案提出依頼書（別記第5号様式の18）によるものとする。

（令4規則88・追加）

（障害児相談支援給付費の支給申請）

第5条の13 前条の計画案は、障害児相談支援給付費支給申請書（別記第5号様式の19）及び障害児相談支援依頼（変更）届出書（別記第5号様式の20）を添付して提出しなければならない。

（令4規則88・追加）

（障害児相談支援給付費の給付決定等）

第5条の14 区長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、障害児相談支援給付費支給（却下）通知書（別記第5号様式の21）により通知するものとする。

（令4規則88・追加）

（障害児相談支援給付費の支給取消し）

第5条の15 法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援給付費を取り消したときは、障害児相談支援給付費支給取消通知書（別記第5号様式の22）により通知するものとする。

（令4規則88・追加）

（継続サービス利用支援実施月の変更通知）

第5条の16 法第6条の2の2第8項に規定する継続障害児支援利用援助の給付期間を変更するとき、モニタリング期間変更通知書（別記第5号様式の23）により通知するものとする。

（令4規則88・追加、令6規則36・一部改正）

（障害福祉サービスの措置）

第5条の17 福祉事務所長は、法第21条の6の規定による措置を採ろうとするときは、当該障害児の保護者に対しては障害児通所支援・障害福祉サービス措置決定通知書（別記第5号様式の24）を、当該受託者に対しては障害児通所支援・障害福祉サービス措置委託通知書（別記第5号様式の25）を交付しなければならない。

2 福祉事務所長は、前項の措置を解除し、又は変更することを決定したときは、当該障害児の保護者に対しては障害児通所支援・障害福祉サービス措置解除・変更決定通知書（別記第5号様式の26）を、当該受託者に対しては障害児通所支援・障害福祉サービス措置委託解除・変更決定通知書（別記第5号様式の27）を交付しなければならない。

（令4規則88・追加）

(助産の実施及び母子保護の実施の申込み)

第6条 法第22条第1項の規定による助産の実施（以下「助産の実施」という。）は、妊産婦が次のいずれかに該当する場合を除き、行うものとする。

- (1) 妊産婦の属する世帯の階層区分が別表第3に規定するD階層であるとき。ただし、妊産婦の属する世帯の階層区分が同表に規定するD1階層又はD2の1階層である場合であつて、真にやむを得ない特別の理由があるときは、この限りでない。
- (2) 妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者としてその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書、船員保険法施行令（昭和28年政令第240号）第7条ただし書、国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号）第11条の3の7ただし書及び地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）第23条の4ただし書の規定により加算された金額を除く。以下「出産育児一時金」という。）が48万8千円以上であるとき。ただし、妊産婦の属する世帯の階層区分が別表第3に規定するA階層又はB階層である場合は、この限りでない。

2 法第22条第2項の規定による助産の実施の申込みは、助産施設入所申込書（別記第6号様式）により、法第23条第2項の規定による母子保護の実施の申込みは、母子生活支援施設入所申込書（別記第6号様式の2）によるものとする。

（令4規則88・全改、令5規則69・一部改正）

(助産の実施等の通知)

第7条 区長は、助産の実施を承諾したときは、助産施設の長に対しては、助産実施通知書（別記第6号様式の3）により、申込者に対しては、助産施設入所承諾書（別記第6号様式の4）により通知しなければならない。

2 区長は、法第23条第1項の規定による母子保護の実施（以下「母子保護の実施」という。）を承諾したときは、母子生活支援施設の長に対しては、母子保護実施通知書（別記第6号様式の5）により、保護者に対しては、母子生活支援施設入所承諾書（別記第6号様式の6）により通知しなければならない。

（令4規則88・全改）

(助産の実施等の解除等の実施)

第8条 区長は、助産の実施又は母子保護の実施（以下「助産の実施等」という。）を解除し、停止し、又は変更したときは、助産・母子保護の実施解除・変更・停止通知書（別記第6号様式の7）により、助産の実施を受けている者又は保護者に通知しなければならない。

2 区長は、助産施設又は母子生活支援施設への入所を承諾しないときは、助産・母子生活支援施設入所不承諾通知書（別記第6号様式の8）により、申込者又は保護者に通知しなければならない。

（令4規則88・全改）

(助産施設又は母子生活支援施設の長の届出)

第9条 助産施設又は母子生活支援施設の長は、次の各号に掲げる場合には、必要な意見を付して、解除・停止・変更届出書(別記第6号様式の9)により、速やかに、その旨を区長に届け出なければならない。

- (1) 助産の実施等を受けている者が死亡したとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、助産の実施等の解除、停止又は変更を適当と認めたとき。

(令4規則88・全改)

(障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費の支給申請)

第10条 法第24条の3第1項及び省令第25条の19第1項の規定による申請は、障害児入所給付費 特定入所障害児食費等給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書(別記第7号様式)により行うものとする。

(令4規則88・全改)

(障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費の支給決定の通知等)

第10条の2 区長は、前条の申請があった場合において、法第24条の3第2項の規定により障害児入所給付費を支給することの決定(以下「入所給付決定」という。)を行ったとき又は入所給付決定と併せて省令第25条の19第1項の申請に基づく特定入所障害児食費等給付費を支給することの決定(以下「入所給付決定等」という。)を行ったときは、当該入所給付決定等を受けた障害児の保護者(以下「入所給付決定保護者」という。)に対し、障害児入所給付費 特定入所障害児食費等給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書(別記第7号様式の2)により通知し、障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費を支給しないことの決定を行ったときは、却下決定通知書(別記第7号様式の3)により通知するものとする。

- 2 区長は、入所給付決定等を行ったときは、当該入所給付決定保護者に対し、法第24条の3第6項の規定により、障害児入所受給者証(別記第7号様式の4)を交付するものとする。
- 3 区長は、法第24条の20に規定する指定障害児入所施設等を利用する当該障害児について入所給付決定等を行ったときは、当該入所給付決定保護者に対し、前項に規定する障害児入所受給者証に加えて、障害児入所医療受給者証(別記第7号様式の5)を交付するものとする。

(令4規則88・追加)

(障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費の負担上限月額等の算定に必要な事項の変更の届出)

第10条の3 省令第25条の7第7項の規定による負担上限月額等の算定に必要な事項の届出及び特定入所障害児食費等給付費の負担上限月額等の算定に必要な事項の届出は、障害児入所給付費 特定入所障害児食費等給付費利用者負担額減額・免除等変更届出書(別記第7号様式の6)によるものとする。

- 2 区長は、前項の届出があった場合において、給付の変更の決定を行ったときは、省令第25条の9の

規定（省令第25条の19第4項において準用する場合を含む。）により、当該入所給付決定保護者に対し、障害児入所給付費 特定入所障害児食費等給付費利用者負担額減額・免除等変更決定通知書（別記第7号様式の7）により通知するものとする。

（令4規則88・追加）

（入所給付決定の取消し）

第10条の4 省令第25条の14第1項の規定による通知は、給付決定取消通知書（別記第7号様式の8）により行うものとする。

（令4規則88・追加）

（高額障害児入所給付費の支給申請等）

第10条の5 省令第25条の17第1項の規定による申請は、高額障害児入所給付費支給申請書（別記第7号様式の9）により行うものとする。

（令4規則88・追加）

（高額障害児入所給付費の支給決定の通知等）

第10条の6 区長は、前条の申請があった場合において、法第24条の6第1項に規定する高額障害児入所給付費を支給すること又は支給しないことを決定したときは、当該入所給付決定保護者に対し、高額障害児入所給付費支給（不支給）決定通知書（別記第7号様式の10）により通知するものとする。

（令4規則88・追加）

（居住地等の変更の届出等）

第10条の7 省令第25条の7第7項の規定による届出（第10条の3第1項に係るものを除く。）は、申請内容変更届出書（別記第7号様式の11）により行うものとする。

（令4規則88・追加）

（入所受給者証の再交付申請）

第10条の8 省令第25条の7第10項の規定による申請は、入所受給者証再交付申請書（別記第7号様式の12）により行うものとする。

（令4規則88・追加）

（送致書等）

第11条 福祉事務所長は、法第25条の7第1項第1号の規定による児童相談所への送致の措置を採るときは、当該措置を受ける者についての調査記録を添えて、送致書（別記第8号様式）を、児童相談所長に送付しなければならない。

2 福祉事務所長は、法第25条の7第1項第2号の規定による社会福祉主事による指導の措置を採るときは、指導措置決定通知書（別記第8号様式の2）により、児童又はその保護者に通知しなければならない。

3 前項の措置を解除し、若しくは停止し、又は変更するときは、指導措置解除・変更・停止通知書（別

記第8号様式の3)により、当該児童又はその保護者に通知しなければならない。

(令4規則88・全改)

(児童相談所長等の措置)

第12条 児童相談所長は、法第26条第1項第2号の規定による措置を採るときは、指導措置決定通知書(別記第8号様式の4)により当該措置に係る児童又はその保護者に通知しなければならない。この場合において、指導させる者が、知的障害者福祉司又は社会福祉主事であるときは当該知的障害者福祉司又は社会福祉主事の所属する福祉事務所に、児童委員であるときは当該児童委員に、指導依頼書(別記第8号様式の5)により、それぞれ通知しなければならない。

2 児童相談所長は、法第26条第1項第3号の規定による措置を採るときは区長に、同項第4号の措置を採るときは福祉事務所に、それぞれ送致書(別記第8号様式の6)を送付しなければならない。

3 第1項の規定は、法第27条第1項第2号の規定による措置(法第31条第4項の規定による法第27条第1項第2号の措置を含む。)について準用する。

4 区長は、法第27条第1項第3号並びに法第28条第1項第1号及び第2号ただし書の規定による措置(法第31条第4項の規定による法第27条第1項第3号の措置を含む。)を採るときは、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める書面により、それぞれ通知しなければならない。

(1) 里親 措置通知書(別記第8号様式の7)

(2) 小規模住居型児童養育事業を行う者又は児童福祉施設(乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。第6項、第7項及び第9項において同じ。)の長 措置通知書(別記第8号様式の8)

(3) 当該措置に係る児童又はその保護者 措置決定通知書(別記第8号様式の9)

5 区長は、法第27条の2第1項の規定による措置を採る場合は、児童福祉施設(児童養護施設及び児童自立支援施設に限る。)の長には入所措置等通知書により、当該措置に係る児童又はその保護者には措置決定通知書により、それぞれ通知しなければならない。

6 区長は、法第28条第2項ただし書の規定により、同条第1項第1号及び第2号ただし書の規定による措置の期間を更新する場合は、児童福祉施設の長には措置期間更新通知書(別記第8号様式の10)により、当該措置の期間の更新に係る児童又はその保護者には措置期間更新決定通知書(別記第8号様式の11)により、それぞれ通知しなければならない。

7 区長は、法第28条第3項の規定により、同条第1項第1号又は第2号ただし書の規定による措置を継続する場合は、児童福祉施設の長には措置期間継続通知書(別記第8号様式の12)により、児童又はその保護者には措置期間継続決定通知書(別記第8号様式の13)により、それぞれ通知しなければならない。

8 区長は、第1項、第3項又は第4項から第6項までに規定する措置を解除し、変更し、停止し、延長し、又は停止の解除をしたときは、措置解除(変更・停止・延長・停止解除)決定通知書(別記第

8号様式の14)により当該措置に係る児童又はその保護者に通知しなければならない。

- 9 区長は、第1項、第3項又は第4項から第6項までに規定する措置を解除し、変更し、停止し、延長し、又は停止の解除をしたときは、措置解除(変更・停止・延長・停止解除)通知書(別記第8号様式の15)により、小規模住居型児童養育事業を行う者、里親、児童福祉施設の長又は第1項の規定により指導を依頼した者にそれぞれ通知しなければならない。

(令4規則88・全改、令5規則69・一部改正)

(重症心身障害児に係る入所措置等)

第13条 区長は、法第27条第1項第3号の規定による重症心身障害児(法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。)に係る障害児入所施設への入所の措置又は法第27条第2項の規定による指定発達支援医療機関(法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関をいう。以下この条において同じ。)への委託の措置を要すると認めるときは、障害児入所施設の長又は指定発達支援医療機関の長には入所措置等通知書により、当該重症心身障害児又はその保護者には措置決定通知書により、それぞれ通知するものとする。

- 2 区長は、前項の措置を解除し、変更し、停止し、延長し、又は停止の解除をしたときは、重症心身障害児に係る障害児入所施設の長又は指定発達支援医療機関の長には措置解除(変更・停止・延長・停止解除)通知書により、当該重症心身障害児又はその保護者には措置解除(変更・停止・延長・停止解除)決定通知書により、それぞれ通知するものとする。

(令4規則88・全改)

(指導状況の報告等)

第14条 区長は、必要があると認めるときは、法第27条第1項第2号の規定による指導を行う者に、その指導状況について報告させることができる。

- 2 法第27条第1項第2号の規定による指導を行う者は、指導している児童又はその保護者について、常にその指導経過を記録しておかなければならない。

(令4規則88・全改)

(里親の指導)

第15条 区長は、法第27条第1項第3号の規定により、児童を区外に居住する里親に委託する措置を採る場合は、当該里親の居住地を管轄する児童相談所の長に必要な指導を依頼しなければならない。

- 2 区長は、里親に児童を委託する措置を採った場合において、必要があると認めるときは、当該里親の指導を行う者に、その指導状況について報告させることができる。

(令4規則88・全改)

(児童受託書の提出)

第16条 里親は、委託を受けた児童について、児童受託書(別記第8号様式の16)を児童相談所長に提出しなければならない。

(令4規則88・全改)

(異動等の届出)

第17条 里親は、次に掲げる場合には、必要な意見を付して異動報告書(別記第8号様式の17)により児童相談所長に届け出なければならない。

- (1) 委託を受けた児童が死亡したとき。
- (2) 委託を受けた児童について、措置の解除、変更又は停止を行うことが適当と認めたとき。
- (3) 住所又は居所を移転するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、登録した事項に重大な変更が生じたとき。

2 児童自立生活援助事業を行う者、小規模住居型児童養育事業を行う者及び児童福祉施設の長に係る異動報告書については、前項(第3号及び第4号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同項中「児童相談所長」とあるのは「児童その他の者について委託、措置又は助産の実施等を行った児童相談所長又は福祉事務所長」と、「児童に」とあるのは「児童その他の者に」と、「措置」とあるのは「委託、措置又は助産の実施等」と読み替えるものとする。

(令4規則88・追加)

(身分を証明する証票)

第18条 法第29条に規定する証票は、身分証票(別記第8号様式の18)によるものとする。

(令4規則88・追加)

(同居児童の届出)

第19条 法第30条第1項の規定による届出は、同居児童に関する届出書(別記第8号様式の19)によるものとする。

2 法第30条第2項の規定による届出は、同居児童の解消に関する届出書(別記第8号様式の20)によるものとする。

(令4規則88・追加)

(保護経過の記録)

第20条 児童自立生活援助事業を行う者、小規模住居型児童養育事業を行う者及び児童福祉施設の長は、法第30条の2の規定により児童の入退所に係る状況その他児童の保護について必要な事項を区長に報告するために、入所した児童その他の者について、常にその保護経過を記録しておかなければならない。

(令4規則88・追加)

(一時保護の通知)

第21条 児童相談所長は、法第33条第1項、第2項、第10項又は第11項の規定により児童又は保護延長者の一時保護を行い、又は適当な者に委託して行わせたときは、一時保護決定通知書(別記第8号様式の21)により当該児童若しくは当該保護延長者又は当該児童の保護者若しくは当該保護延長者の監

護者に通知しなければならない。

- 2 児童相談所長は、前項の一時保護を解除したときは、一時保護解除決定通知書（別記第8号様式の22）により当該児童若しくは当該保護延長者又は当該児童の保護者若しくは当該保護延長者の監護者に通知しなければならない。

（令4規則88・追加）

（所持物の保管）

第22条 児童相談所長は、法第33条の2の2第2項の規定による売却を必要とする物で高価と認められるものは、公告して競売に付さなければならない。ただし、即時に売却しなければ腐敗し、若しくは滅失するおそれがある物又は公告の後、競買人がない物については、この限りでない。

- 2 前項の規定による公告は、競売に対する物の名称、種類、数量、形状、担当職員の氏名、競売の場所及び日時その他必要な事項を記入して告示するものとする。

（令4規則88・追加）

（返還の公告）

第23条 法第33条の2の2第4項の規定による公告は、物の名称、種類、数量、形状及び児童がその物を所持するに至った経緯等の事項を記入して告示するものとする。

（令4規則88・追加）

（遺留物の保管等）

第24条 前2条の規定は、法第33条の3第2項において準用する法第33条の2の2第2項の規定による売却及び同条第4項の規定による公告について、これを準用する。

（令4規則88・追加）

（児童自立生活援助の実施の申込等）

第25条 法第33条の6第2項（同条第6項において準用する場合を含む。）に規定する申込書は、児童自立生活援助実施申込書（別記第8号様式の23）によるものとする。

- 2 区長は、前項の申込書の提出があった場合において、児童自立生活援助を実施することを決定したときは、当該申込書を提出した者には児童自立生活援助実施決定通知書（別記第8号様式の24）により、児童自立生活援助事業を行う者には委託通知書（別記第8号様式の25）により、それぞれ通知するものとする。

- 3 区長は、第1項の申込書の提出があった場合において、児童自立生活援助を実施しないことを決定したときは、児童自立生活援助実施不承諾通知書（別記第8号様式の26）により、当該申込書を提出した者に通知するものとする。

- 4 区長は、第2項の規定による児童自立生活援助の実施を解除するときは、児童自立生活援助事業を行う者には委託解除通知書（別記第8号様式の27）により、児童自立生活援助事業を受けている者には児童自立生活援助実施解除決定通知書（別記第8号様式の28）により、それぞれ通知するものとする。

る。

(令4規則88・追加)

(児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業の実施、廃止又は休止の届出等)

第26条 法第34条の4第1項及び省令第36条の31第1項の規定による届出は、児童自立生活援助事業・小規模住居型児童養育事業実施届(別記第8号様式の29)によるものとする。

2 法第34条の4第2項の規定による届出は、児童自立生活援助事業・小規模住居型児童養育事業内容変更届(別記第8号様式の30)によるものとする。

3 法第34条の4第3項及び省令第36条の32の規定による届出は、児童自立生活援助事業・小規模住居型児童養育事業廃止(休止)届(別記第8号様式の31)によるものとする。

(令4規則88・追加)

(親子再統合支援事業の実施、廃止又は休止の届出等)

第26条の2 法第34条の7の2第2項及び省令第36条の32の2第1項の規定による届出は、親子再統合支援事業実施届(別記第8号様式の31の2)によるものとする。

2 法第34条の7の2第3項の規定による届出は、親子再統合支援事業変更届(別記第8号様式の31の3)によるものとする。

3 法第34条の7の2第4項及び省令第36条の32の3の規定による届出は、親子再統合支援事業廃止(休止)届(別記第8号様式の31の4)によるものとする。

(令6規則63・追加)

(社会的養護自立支援拠点事業の実施、廃止又は休止の届出等)

第26条の3 法第34条の7の2第2項及び省令第36条の32の2第1項の規定による届出は、社会的養護自立支援拠点事業実施届(別記第8号様式の31の5)によるものとする。

2 法第34条の7の2第3項の規定による届出は、社会的養護自立支援拠点事業変更届(別記第8号様式の31の6)によるものとする。

3 法第34条の7の2第4項及び省令第36条の32の3の規定による届出は、社会的養護自立支援拠点事業廃止(休止)届(別記第8号様式の31の7)によるものとする。

(令6規則63・追加)

(意見表明等支援事業の実施、廃止又は休止の届出等)

第26条の4 法第34条の7の2第2項及び省令第36条の32の2第1項の規定による届出は、意見表明等支援事業実施届(別記第8号様式の31の8)によるものとする。

2 法第34条の7の2第3項の規定による届出は、意見表明等支援事業変更届(別記第8号様式の31の9)によるものとする。

3 法第34条の7の2第4項及び省令第36条の32の3の規定による届出は、意見表明等支援事業廃止(休止)届(別記第8号様式の31の10)によるものとする。

(令6規則63・追加)

(一時預かり事業の実施、廃止又は休止の届出等)

第27条 法第34条の12第1項及び省令第36条の33第1項の規定による届出は、一時預かり事業実施届(別記第8号様式の32)によるものとする。

2 法第34条の12第2項の規定による届出は、一時預かり事業内容変更届(別記第8号様式の33)によるものとする。

3 法第34条の12第3項及び省令第36条の34の規定による届出は、一時預かり事業廃止(休止)届(別記第8号様式の34)によるものとする。

(令4規則88・追加)

(病児保育事業の実施、廃止又は休止の届出等)

第28条 法第34条の18第1項及び省令第36条の38第1項の規定による届出は、病児保育事業実施届(別記第8号様式の35)によるものとする。

2 法第34条の18第2項の規定による届出は、病児保育事業内容変更届(別記第8号様式の36)によるものとする。

3 法第34条の18第3項及び省令第36条の39の規定による届出は、病児保育事業廃止(休止)届(別記第8号様式の37)によるものとする。

(令4規則88・追加)

(里親の認定登録申請等)

第29条 省令第36条の41の規定による申請(省令第36条の47において準用する場合を含む。)は、里親認定登録申請書(別記第8号様式の38)によるものとする。

2 前項の申請書は、児童相談所長を経由して提出しなければならない。この場合において、児童相談所長は、当該申請書に調査及び意見に関する書面を添えて区長に進達しなければならない。

3 区長は、前項の規定により進達があった場合は、内容を審査の上、令第29条の規定により豊島区児童福祉審議会の意見を聴き、適当と認めたときは、里親として認定し、里親認定簿に所定の事項を登録するものとする。

4 区長は、第1項の申請書を提出した者を里親として認定することを決定したときは里親認定通知書(別記第8号様式の39)により、認定しないことを決定したときは里親不認定通知書(別記第8号様式の40)により、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

5 区長は、前項の規定により里親として認定した者について、認定を取り消すことを決定したときは里親認定取消通知書(別記第8号様式の40の2)により通知するものとする。

(令4規則88・追加、令6規則36・令6規則63・一部改正)

(児童福祉施設の設置の認可の申請等)

第30条 法第35条第4項及び省令第37条第2項の規定による認可の申請は児童福祉施設設置認可申請書

(別記第8号様式の41)により、法第56条の8第3項の規定による届出は公私連携型保育所設置届(別記第8号様式の42)により行うものとする。

- 2 区長は、前項の申請があった場合において、当該申請をした者に対し、児童福祉施設の設置の認可をしたときは児童福祉施設設置認可書(別記第8号様式の43)を交付し、法第35条第8項ただし書の規定により児童福祉施設の設置の認可をしなかったときは児童福祉施設設置不認可決定通知書(別記第8号様式の44)により通知するものとする。

(令4規則88・追加)

(児童福祉施設の設置の認可の変更の届出)

第31条 省令第37条第5項又は6項の規定による届出は、児童福祉施設内容変更届(別記第8号様式の45)により行うものとする。

(令4規則88・追加)

(児童福祉施設の廃止又は休止の申請等)

第32条 法第35条第12項及び省令第38条第2項の規定による申請は、児童福祉施設廃止(休止)承認申請書(別記第8号様式の46)により行うものとする。

- 2 区長は、前項の申請があった場合において、児童福祉施設の廃止又は休止を承認したときは、当該申請をした者に対し、児童福祉施設廃止(休止)承認書(別記第8号様式の47)を交付するものとする。

(令4規則88・追加)

(児童福祉施設の認可の取消し)

第33条 法第58条第1項の規定による認可の取消しは、児童福祉施設認可取消通知書(別記第8号様式の48)により行うものとする。

(令4規則88・追加)

(養子縁組承諾許可の申請)

第34条 法第47条第1項ただし書及び省令第39条第1項の規定による申請は、養子縁組承諾許可申請書(別記第8号様式の49)により行うものとする。

- 2 児童相談所長は、前項の申請書を受理したときは、養子縁組に関する調査書を添付して区長に進達しなければならない。
- 3 区長は、前項の規定により進達があった場合は、内容を審査の上、養子縁組の許否を決定したときは、養子縁組承諾許可(不許可)通知書(別記第8号様式の50)を、児童相談所長を經由して当該申請書を提出したものに通知するものとする。

(令4規則88・追加)

(費用の請求)

第35条 助産施設の長は、法第50条第6号の2に掲げる費用の支払を求めるときは、法第22条の規定に

よる助産の実施をした区長に対し、その計算書を添えて、請求書を提出しなければならない。

2 母子生活支援施設の長は、法第50条第6号の2に掲げる費用の支払を求めるときは、法第23条及び法第31条第1項の規定による母子保護の実施をした区長に対し、その計算書を添えて、請求書を提出しなければならない。

3 小規模住居型児童養育事業を行う者、里親、児童福祉施設（助産施設及び母子生活支援施設を除く。）の設置者及び児童自立生活援助事業を行う者は、法第50条第7号及び第7号の3に掲げる費用の支払を求めるときは、月ごとに計算書を添えて請求書を区長に提出しなければならない。

（令4規則88・追加）

（徴収する費用等の額の決定）

第36条 第56条第2項の規定により、本人又はその扶養義務者から徴収する費用（以下「徴収金」という。）の額は、同項に定める支弁した費用に応じて、それぞれ別表第1から別表第5までに定めるところによる。

（令4規則88・追加）

（徴収金の減免）

第37条 福祉事務所長は、特別の事情があると認めるときは、徴収金を、別表第6に定めるところにより減免することができる。

（令4規則88・追加）

（徴収金の納入期限）

第38条 徴収金に係る納入通知書に記載すべき納入期限は、次の各号に掲げるものにあつては当該各号に定めるとおりとする。

(1) 助産の実施に係るもの 納入通知書を発する日の属する月の末日

(2) 母子保護の実施に係るもの 母子保護の実施が行われた日の属する月の末日（母子保護の実施が翌月以降にまたがって継続されるものにあつては、母子保護の実施が継続している月ごとに当該月の末日）

（令4規則88・追加）

附 則

1 この規則は、昭和40年4月1日から施行する。

2 この規則施行上必要な書類、帳簿等は、残品の存する限り、東京都において使用していたものを、なお、使用することができる。

附 則（昭和41年6月7日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年4月14日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年3月31日規則第12号）

- 1 この規則は、昭和44年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行前になされた手続その他の行為は、この規則の規定に基づきなしたものとみなす。

附 則（昭和45年3月31日規則第4号）

この規則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年3月20日規則第6号）

この規則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年12月25日規則第33号）

この規則は、昭和50年3月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月30日規則第8号）

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年9月1日規則第51号）

- 1 この規則は、昭和52年1月1日から施行する。
- 2 第9条の2の規定及びこの規則による改正後の別表第1号の規定は、昭和52年1月以後の月分に係る保育所措置費徴収金について適用し、昭和51年12月以前の月分に係る保育所措置費徴収金については、なお従前の例による。

附 則（昭和52年10月31日規則第36号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第2号D階層第4階層の規定は、昭和52年4月1日から適用する。

附 則（昭和55年3月31日規則第12号）

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年6月28日規則第34号）

この規則は、昭和55年7月1日から施行する。

附 則（昭和55年10月29日規則第49号）

この規則は、昭和55年11月1日から施行する。

附 則（昭和59年2月24日規則第2号）

- 1 この規則は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の児童福祉法施行細則の規定は、昭和59年4月以後の月分に係る措置費徴収金について適用し、昭和59年3月以前の月分に係る措置費徴収金については、なお従前の例による。

附 則（昭和61年7月31日規則第57号）

- 1 この規則は、昭和61年8月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の児童福祉法施行細則の規定は、昭和61年8月以後の月分に係る措置費徴収金について適用し、昭和61年7月以前の月分に係る措置費徴収金については、なお従前の例による。

附 則（昭和62年3月23日規則第7号）

- 1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 改正前の児童福祉法施行細則の規定に基づいて行った処分、手続、その他の行為は、改正後の豊島区児童福祉法等の施行に関する規則中の相当する規定に基づいて行われたものとみなす。

附 則（昭和63年6月29日規則第44号）

この規則は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則（平成元年8月1日規則第56号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年6月24日規則第45号）

この規則は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平成7年3月30日規則第13号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月29日規則第25号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年7月1日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月31日規則第14号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年9月30日規則第66号）

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則（平成10年3月31日規則第23号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日規則第15号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第46号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年6月30日規則第94号）

この規則は、平成12年7月1日から施行する。

附 則（平成12年8月31日規則第105号）

この規則は、平成12年9月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日規則第30号）

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の様式の内紙については、残品の存する限り、所要の修正を加え、なお使用

することができる。

附 則（平成13年9月27日規則第72号）

- 1 この規則は、平成13年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の様式用の紙については、残品の存する限り、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成14年3月29日規則第21号）

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の様式用の紙については、残品の存する限り、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成14年9月17日規則第56号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月31日規則第18号）

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に豊島区障害者支援費制度に関する事務の取扱いに関する要綱（平成15年豊島区要綱第31号）の規定によりなされた居宅生活支援費の支給に係る手続その他の行為は、この規則による改正後の豊島区児童福祉法等の施行に関する規則の相当の規定によりなされた支給に係る手続その他の行為とみなす。
- 3 この規則による改正前の様式用の紙については、残品の存する限り、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成15年6月30日規則第47号）

この規則は、平成15年7月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日規則第52号）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の別記第4号様式、別記第4号様式の2、別記第5号様式及び別記第5号様式の2の用紙については、残品の存する限り、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成16年12月9日規則第80号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の豊島区児童福祉法等の施行に関する規則別記第3号様式の7、別記第3号様式の8及び別記第3号様式の9を除き、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成17年3月31日規則第55号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月1日規則第104号）

この規則は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。ただし、平成16年度に提供され

た指定居宅支援等に係る利用者負担の額の算定及び平成17年度に提供された指定居宅支援等に係る利用者負担の額の算定（平成16年分の所得税額の計算に係る部分に限る。）については、なお従前の例による。

附 則（平成17年9月14日規則第120号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の別記第5号様式の3、別記第6号様式の3及び別記第7号様式の3の用紙については、残品の存する限り、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成18年3月31日規則第53号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月20日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月27日規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年10月1日規則第89号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年7月1日規則第56号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年10月15日規則第68号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年12月7日規則第67号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年7月29日規則第50号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の豊島区児童福祉法等の施行に関する規則別表第1の規定は、平成23年8月以後の月分の徴収金額から適用し、同月前の月分の徴収金額については、なお従前の例による。

附 則（平成24年12月26日規則第74号）

この規則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25年3月29日規則第50号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年9月6日規則第63号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第32号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月2日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月23日規則第52号）

この規則は、公布の日から施行し、平成28年1月1日から適用する。

附 則（平成28年3月31日規則第69号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第82号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年11月2日規則第134号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の豊島区児童福祉法等の施行に関する規則の規定は、平成28年7月1日から適用する。

附 則（平成28年12月5日規則第137号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の豊島区児童福祉法等の施行に関する規則の規定は、平成28年10月1日から適用する。

附 則（令和元年7月12日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月30日規則第26号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年7月1日規則第55号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年12月27日規則第82号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1項第2号の改正規定は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の豊島区児童福祉法等の施行に関する規則別表第3の規定は、令和3年7月以後の月分の徴収金額から適用し、同月前の月分の徴収金額については、なお従前の例による。
- 3 第5条第1項第2号の改正規定の施行の日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

附 則（令和4年8月10日規則第64号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年11月15日規則第88号）

- 1 この規則は、令和5年2月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の豊島区児童福祉法等の施行に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第4条の2の規定による小児慢性特定疾病医療受給者証の交付、改正後の規則第10条の2第2項及び

第3項の規定による障害児入所受給者証及び障害児入所医療受給者証の交付、改正後の規則第30条第1項の規定による児童福祉施設（保育所に限る。）の設置の認可の申請その他この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則（令和5年6月30日規則第69号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の豊島区児童福祉法等の施行に関する規則第6条第1項第2号の規定は、令和5年4月1日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の様式の内紙については、残品の存する限り、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和5年9月29日規則第98号）

- 1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の様式の内紙については、残品の存する限り、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和6年3月28日規則第36号）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の様式の内紙については、残品の存する限り、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和6年7月1日規則第63号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の豊島区児童福祉法等の施行に関する規則第26条の2から第26条の4まで、別記第4号様式の4、別記第4号様式の7、別記第4号様式の8、別記第4号様式の11、別記第4号様式の13から別記第4号様式の16まで、別記第4号様式の19から別記第4号様式の22まで、別記第4号様式の24、別記第4号様式の25、別記第8号様式の31の2から別記第8号様式の31の10まで及び別記第8号様式の40の2の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 2 この規則による改正前の様式の内紙については、残品の存する限り、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和6年11月29日規則第92号）

- 1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。
- 2 この規則による改正前の様式の内紙については、残品の存する限り、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表第1（第36条関係）

（平24規則74・追加、令4規則88・一部改正）

やむを得ない事由による措置を行った場合の通所利用者負担額の算定に関する基準

税額等による階層区分		上限月額	障害児通所支援事業所	
階層区分			徴収金基準額 (月額)	
A	被保護者等	0円	0円	
B	当該年度分の市町村民税は非課税の者（A階層に該当する者を除く。）	0	0	
C1	前年分の所得税が非課税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	1,100	100	
C2	前年分の所得税が課税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	1,600	200	
D1	15,000円以下	2,200	300	
D2	15,001円から40,000円まで	3,300	400	
D3	40,001円から70,000円まで	4,600	500	
D4	70,001円から183,000円まで	7,200	700	
D5	183,001円から403,000円まで	10,300	1,000	
D6	403,001円から703,000円まで	13,500	1,300	
D7	703,001円から1,078,000円まで	17,100	1,700	
D8	1,078,001円から1,632,000円まで	21,200	2,100	
D9	1,632,001円から2,303,000円まで	25,700	2,500	
D10	2,303,001円から3,117,000円まで	30,600	3,000	

D11	3,117,001円まで 4,173,000円まで	35,900	3,500
D12	4,173,001円から 5,334,000円まで	41,600	4,000
D13	5,334,001円から 6,674,000円まで	47,800	4,600
D14	6,674,001円以上	障害児通所給付費 基準額及び肢体不 自由児通所医療費 基準額	障害児通所給付費 基準額及び肢体不 自由児通所医療費 基準額

備考 1 障害児の扶養義務者（障害児と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者、父母又は子のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高いものに限る。以下同じ。）が負担すべき額は、税額等による階層区分に応じ、負担基準額の欄に掲げる額とする。

2 1の規定にかかわらず、障害児の扶養義務者の1月当たりの負担額は、税額等による階層区分に応じ、上限月額欄に掲げる額を上限とする。

3 この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割（それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及びに第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。

4 この表において「所得税」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）及び平成24年6月25日障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額の算定等（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって計算される所得税をいう。

ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。

(1) 所得税法第78条第1項並びに第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項

<p>第2号に規定する寄附金に限る。)及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第47条の3の2第4項、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の5第1項</p> <p>(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条</p>

別表第2(第36条関係)

(平24規則74・追加、令4規則88・一部改正)

やむを得ない事由による措置を行った場合の障害福祉サービス(居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度訪問介護)における障害児の扶養義務者の利用者負担額

	税額等による階層区分	上限月額	負担基準額	
			居宅介護 同行援護 行動援護 30分当たり	短期入所 1日当たり
A	被保護者等	円 0	円 0	円 0
B	当該年度分の市町村民税が非課税の者 (A階層に該当する者を除く。)	0	0	0
C1	前年分の所得税が非課税の者(A階層又はB階層に該当する者を除く。)	当該年度分の市町村民税のうち均等割のみ課税の者 1,100	50	100
C2	前年分の所得税が課税の者(A階層又はB階層に該当する者を除く。)	当該年度分の市町村民税のうち所得税が課税の者 1,600	100	200
		前年分の所得税額(障害児の所得税額を含む。)の年額区分		
D1	前年分の所得税が課税 0円～15,000円	2,200	150	300
D2	前年分の所得税が課税 15,001～40,000	3,300	200	400

D3	の者（A階	40,001～70,000	4,600	250	600
D4	層又はB階	70,001～183,000	7,200	300	1,000
D5	層に該当す	183,001～403,000	10,300	400	1,400
D6	る者を除	403,001～703,000	13,500	500	1,800
D7	く。）	703,001～1,078,000	17,100	600	2,300
D8		1,078,001～1,632,000	21,200	800	2,800
D9		1,632,001～2,303,000	25,700	1,000	3,400
D10		2,303,001～3,117,000	30,600	1,200	4,100
D11		3,117,001～4,173,000	35,900	1,400	4,800
D12		4,173,001～5,334,000	41,600	1,600	5,500
D13		5,334,001～6,674,000	47,800	1,900	6,400
D14		6,674,001円以上	介護給付費等 基準額	介護給付費等 基準額	介護給付費等 基準額

(注)

- 1 障害児の扶養義務者（障害児と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者、父母又は子のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高いものに限る。以下同じ。）が負担すべき額は、税額等による階層区分に応じ、負担基準額の欄に掲げる額とする（行動援護については、所要時間が7時間30分以上の場合は、当該額を16倍した額を同日分の負担すべき額とする。）。なお、児童福祉法第63条の4の規定により、児童相談所長が重度訪問介護を利用することが適当であると認め、その旨を市町村長に通知された障害児に対し、重度訪問介護にかかるやむを得ない事由による措置を行った場合については、この表の負担基準額の欄に掲げる額に、(5)の表の重度訪問介護にかかる負担基準額の欄に掲げる額を加えた額とする。ただし、介護給付費等基準額を上限とする。
- 2 注1の規定にかかわらず、障害児の扶養義務者の1月当たりの負担額は、税額等による階層区分に応じ、上限月額欄に掲げる額を上限とする。
- 3 この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割（それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除

した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及びに第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。

4 この表において「所得税」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）及び平成24年6月25日障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額算定の算定等（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算、においては次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第78条第1項並びに第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）及び第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条

別表第3（第6条、第36条関係）

（令2規則55・全改、令3規則82・令4規則64・令4規則88・令5規則69・一部改正）

母子生活支援施設・助産施設・児童自立生活援助徴収金基準額表

本人の属する世帯の階層区分		徴収金基準額（月額）	
		母子生活支援施設・児童自立生活援助	助産施設
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分（4月から6月までの月分の費用の徴収については、前年度分とする。）の特別区民税又は市町村民税の非課税世帯	0円	0円
C	A階層を除き当該年度分（4月から6月までの月分の	2,200円	4,500円

	費用の徴収については、前年度分とする。)の特別区民税又は市町村民税の課税世帯であって、その特別区民税又は市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯(所得割の額のない世帯)			
D1	A階層及びC	9,000円以下	3,300円	6,600円
D2の1	階層を除き	9,001円以上19,000円以下	4,500円	9,000円
D2の2	当該年度分	19,001円以上27,000円以下		
D3	(4月から6	27,001円以上57,000円以下	6,700円	
D4	月までの月	57,001円以上93,000円以下	9,300円	
D5	分の費用の	93,001円以上177,300円以下	14,500円	
D6	徴収につい	177,301円以上258,100円以下	20,600円	
D7	ては、前年度	258,101円以上348,100円以下	27,100円	
D8	分とする。)	348,101円以上456,100円以下	34,300円	
D9	の特別区民	456,101円以上583,200円以下	42,500円	
D10	税又は市町	583,201円以上704,000円以下	51,400円	
D11	村民税の課	704,001円以上852,000円以下	61,200円	
D12	税世帯であ	852,001円以上1,044,000円以下	71,900円	
D13	って、その特	1,044,001円以上1,225,500円以下	83,300円	
D14	別区民税又	1,225,501円以上1,426,500円以下	95,600円	
D15	は市町村民 税所得割の 額の区分が 次の区分に 該当するも の	1,426,501円以上	その月における その児童等に係 る費用の支弁額	

注1 母子生活支援施設の徴収基準額については、毎月1日に在籍している世帯から徴収する。

注2 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、同階層及びD1階層からD15階層までにおける「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。

なお、同法第323条(同法第736条第3項により準用する場合を含む。)に規定する特別区民税又は市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た

額を所得割の額又は均等割の額とする。

注3 所得割の額を算定する場合には、措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

注4 助産の実施を行った妊産婦については、当該助産の実施が行われた期間にかかわらず、この表に掲げる徴収金基準額（次に掲げる場合に該当するときは、当該規定に定める額を加算した額）を徴収する。

- (1) 出産育児一時金を受給した場合 当該出産育児一時金の額に、B階層にあつては10パーセント、C階層にあつては15パーセント、D階層のうち特別区民税又は市町村民税所得割の額が19,000円までの場合にあつては25パーセントをそれぞれ乗じて得た額
- (2) 多子出産の場合 第2子以降の新生児1人につき、当該徴収金基準額に10パーセントを乗じて得た額

注5 注1から注4までに定めるもののほか、この表の適用に関し必要な事項は、別に定める。

別表第4（第36条関係）

（令4規則88・追加、令5規則69・一部改正）

児童養護施設・児童自立支援施設・児童心理治療施設・乳児院・小規模住居型児童養育事業・里親

本人の属する世帯の階層区分		徴収金基準額（月額）		
		入所	入所以外	里親
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分（4月から6月までの月分の費用の徴収については、前年度分とする。）の特別区民税又は市町村民税の非	0円	0円	0円

	課税世帯				
C	A階層を除き当該年度分(4月から6月までの月分の費用の徴収については、前年度分とする。)の特別区民税又は市町村民税の課税世帯であって、その特別区民税又は市町村民税の額が均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)		4,500円	2,200円	4,500円
D1	A階層及び	9,000円以下	6,600円	3,300円	6,600円
D2の1	C階層を除	9,001円以上19,000円以下	9,000円	4,500円	9,000円
D2の2	き当該年	19,001円以上27,000円以下			
D3	度分(4月	27,001円以上57,000円以下	13,500円	6,700円	13,500円
D4	から6月ま	57,001円以上93,000円以下	18,700円	9,300円	18,700円
D5	での月分	93,001円以上177,300円以下	29,000円	14,500円	29,000円
D6	の費用の	177,301円以上258,100円以下	41,200円	20,600円	41,200円
D7	徴収につ	258,101円以上348,100円以下	54,200円	27,100円	54,200円
D8	いては、前	348,101円以上456,100円以下	68,700円	34,300円	68,700円
D9	年度分と	456,101円以上583,200円以下	85,000円	42,500円	85,000円
D10	する。)の	583,201円以上704,000円以下	102,900円	51,400円	102,900円
D11	特別区民	704,001円以上852,000円以下	122,500円	61,200円	122,500円
D12	税又は市	852,001円以上1,044,000円以下	143,800円	71,900円	143,800円
D13	町村民税	1,044,001円以上1,225,500円以下	166,600円	83,300円	166,600円
D14	の課税世帯であって、その特	1,225,501円以上1,426,500円以下	191,200円	95,600円	191,200円
D15	別区民税又は市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当するもの	1,426,501円以上	その月におけるその児童等に係る費用の支弁額	その月におけるその児童等に係る費用の支弁額	その月におけるその児童等に係る費用の支弁額

注1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1

項第1号に規定する均等割の額をいい、同階層及びD1階層からD15階層までにおける「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。

なお、同法第323条（同法第736条第3項により準用する場合を含む。）に規定する特別区民税又は市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

注2 所得割の額を算定する場合には、措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

注3 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（地方税法第292条第1項第13号に規定する所得の合計額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。）が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは、特別区民税又は市町村民税非課税として取り扱う。

また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であって、特別区民税又は市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては26万円を、(2)に該当する場合にあっては30万円を控除するものとする。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。））を有するもの（(2)に掲げる者を除く。）

(2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

(3) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、かつ前年の所得が500万円以下であるもの

注4 注1から注3までに定めるもののほか、この表の適用に関し必要な事項は、別に定める。

別表第5（第36条関係）

（令4規則88・追加）

障害児入所施設・指定発達支援医療機関

本人の属する世帯の階層区分	徴収金基準額（月）
---------------	-----------

		額)	
		障害児入所施設 指定発達支援医療 機関	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	
B	A階層を除き当該年度分（4月から6月までの月分の費用の徴収については、前年度分とする。）の特別区民税又は市町村民税の非課税世帯	0円	
C	A階層を除き当該年度分（4月から6月までの月分の費用の徴収については、前年度分とする。）の特別区民税又は市町村民税の課税世帯であって、その特別区民税又は市町村民税の額が均等割の額のみ世帯（所得割の額のない世帯）	4,500円	
D1	A階層及びC階層を除き	12,000円以下	6,600円
D2	当該年度分（4月から6月までの月分の費用の徴収については、前年度分とする。）の特別区民税又は市町村民税の課税世帯であって、その特別区民税又は市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当するもの	12,001円以上30,000円以下	9,000円
D3		30,001円以上60,000円以下	13,500円
D4		60,001円以上96,000円以下	18,700円
D5		96,001円以上189,000円以下	29,000円
D6		189,001円以上277,000円以下	41,200円
D7		277,001円以上348,000円以下	54,200円
D8		348,001円以上465,000円以下	68,700円
D9		465,001円以上594,000円以下	85,000円
D10		594,001円以上716,000円以下	102,900円
D11		716,001円以上864,000円以下	122,500円
D12		864,001円以上1,056,000円以下	143,800円
D13		1,056,001円以上1,238,000円以下	166,600円
D14		1,238,001円以上1,439,000円以下	191,200円
D15		1,439,001円以上	その月におけるその児童等に係る費

			用の支弁額
--	--	--	-------

注1 この表に掲げる徴収金基準額が、その月におけるその児童等に係る費用の支弁額を超えるときは、この表にかかわらず、当該支弁額を限度とする。

注2 この表の「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額（市町村民税の減免があった場合には、当該均等割の額からその額を順次控除して得た額）をいい、同表の「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額（市町村民税の減免があった場合には、当該所得割の額からその額を順次控除して得た額）をいう。

注3 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「16歳未満扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（16歳未満扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（16歳未満扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

注4 所得割の額を算定する場合には、児童等及びその児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

注5 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年（1月から6月までの間の利用については、前々年。以下同じ。）の所得（同法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいう。以下同じ。）が同法第295条第1項第2号に規定する金額を超えないときは、市町村民税の非課税となる者として取り扱い、当該寡婦又は寡夫とみなす者であって、市町村民税の非課税となる者として取り扱う者以外のものについては、所得割の額を計算する場合には、その計算に係る総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計額から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては26万円を、(2)に該当する場合にあっては30万円を控除するものとする。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子に限る。）を有するもの（(2)に掲げる者を除く。）

(2) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

(3) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子に限る。）を有し、かつ、前年の所得が500

万円以下であるもの

注6 障害児入所施設及び指定発達支援医療機関へ入所した児童等が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であって小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、法第56条第2項の規定にかかわらず、当該児童等に係る費用については徴収しないものとする。ただし、当該費用のうち、実費負担に相当する部分については、この表の基準額を上限として徴収することができる。

注7 注1から注6までに定めるもののほか、この表の適用に関し必要な事項は、区長が別に定める。

別表第6（第37条関係）

（令2規則55・全改、令4規則88・旧別表第4繰下・一部改正）

母子生活支援施設・助産施設徴収金減額基準表

階層区分	条件 番号	条件	適用される額	適用期間
C階層及び D階層	1	月の途中で生活保護法による保護の適用を受けたとき。	B階層に適用する基準額	当月分
	2	地方税法第295条又は第323条の規定により、当該年度分の市町村民税を非課税又は免除されたとき。		当該年度末まで
	3	地方税法第15条又は課税団体の条例において当該年度分の市町村民税の徴収を猶予され、又は納期を延期されたとき。	C階層に適用する基準額	その事情のやむまで
	4	地方税法第323条の規定により、当該年度分の市町村民税が均等割の額以下に減額されたとき。		当該年度末まで
	5	当該年度分の市町村民税が均等割の額以下に減額されたとき。		
	6	その世帯の収入額が生活保護基準額に満たないとき。ただし、この金額の算定は生活保護法の実施について定められた関係要領等に定めるところによる。		認定期間中

D階層	7	当該年度に前年の所得額の10分の1を超える災害又は盗難若しくは横領による損失（保険金等で補てんされる金額を控除する。）を生じたとき（損失額の認定及び災害の範囲は、所得税法の例による。）。	条件番号 10の1を除き当該年分市町村村民税額所得割の額を右の算式のとおり仮定し、た 該年分市 町村民税	仮定当該年分市町村 民税所得割の額＝（前 年分課税所得金額－ （損失額－保険金等 で補てんされる金額 －前年の課税所得金 額の10分の1））×適 用税率。ただし、仮定 当該年分市町村民税 が0円以下のときは、 C階層に適用する基 準額とする。	当該年度 末まで
	8	当該年度に前年の所得額の100分の5又は所得税法に定める最高限度額を超える医療費（保険金等で補てんされる金額を控除する。）を支出したとき（医療費の認定及びその範囲は、所得税法の例による。）。	額所得割 の額に対 応する階 層に適用 される基 準額	仮定当該年分の市町 村民税所得割の額＝ 〔前年分課税所得金 額－（支払った医療費 －保険金等で補てん される金額－前年分 課税所得金額の100 分の5（当該金額が所 得税法に定める最高 限度額を超える場合 はその最高限度額）〕 ×適用税率。ただし、 仮定当該年分市町村 民税が0円以下のとき は、C階層に適用する 基準額とする。	
	9	当該年度に世帯員が増加したとき。		仮定当該年分市町村 民税所得割の額＝（前 年分課税所得金額－ （扶養控除額等×対 象人員））×適用税率。	

			ただし、仮定当該年分市町村民税が0円以下のときは、C階層に適用する基準額とする。	
	10	前年度の主たる稼働者が失業したとき。	<p>1. その者が主たる稼働者（生計の中心者、一般的には最多収入者）のとき、C階層に適用する基準額</p> <p>2. その者が従たる稼働者（上記の主たる稼働者以外の者）のとき、仮定当該年分市町村民所得割の額＝当該年分市町村民所得割の額－その者の当該年分市町村民税額所得割の額。ただし、仮定当該年分市町村民税が0円以下のときは、C階層に適用する基準額とする。</p>	
C階層及びD階層	11	その世帯の3箇月の平均収入月額（期末手当等を除く。）が前年の平均収入月額（期末手当等を除く。）より1割以上低額に算定されるとき。	1階層低位の階層に適用する基準額（1階層低位に適用しても減額されない場合は、順次、減額されるまで低位の階層に適用する。）	認定期間中
	12	以上の条件番号1から11までの各号によりがたいもの	特に調査のうえ必要と認めるときは、2階層低位に適用する基準額の範囲内に減額した額	

注1 C階層及びD階層について、この表を適用することによって前年度分の固定資産税課税額が付加

基準に該当する場合は、これを付加しないものとする。

注2 この表において「均等割の額」とは、別表第3注2に規定する均等割の額をいう。

注3 この表において「所得割の額」とは、別表第3注2に規定する所得割の額をいう。

様式 略